

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京丹後市長 中山 泰

市町村名 (市町村コード)	京丹後市 (262129)
地域名 (地域内農業集落名)	海部地区 (橋爪、西橋爪、海士、油池、坂井、友重、品田、新谷、谷、芦原、島集落、谷団地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手を中心に水稻栽培を行っている。
- ②高齢化による後継者不足に伴い、規模縮小、離農、遊休農地の増加が見込まれるが、農地を引き受ける担い手が少ないため、空き農地が発生した際の受け手の確保が課題である。
- ・現状では地域の担い手がそれらの農地を引き受けることは出来ている(芦原)
 - ・地域の農業者の年代構成は60代、70代が多数を占めるが、地区内の農業者で耕作面積が上位2人は後継者がいることと年齢も40代前半の農業者であり、当面の間は耕作は可能と考えられる。(芦原)
- ③圃場整備から約30年が経過し、パイプラインなどの設備の老朽化が地域全体の問題となっている。(全体)
- ・圃場整備から約30年が経過し、揚水ポンプの更新が課題であったが、R6年度に更新予定の目途がついた。現時点では、揚水ポンプの更新に必要な自己負担金の負担方法の検討が必要な状況である。(芦原)
 - ・パイプラインの老朽化により破損が実際に生じているため、突発的に生じる破損の修繕が課題である
- ④その他、有害鳥獣の被害や農地の維持管理について、検討に時間を要する地域である。
- ・有害鳥獣防護柵を設置しているが、老朽化や損傷している箇所が少なくなく更新が必要。地区全体の世帯数が少なく設置時に必要なマンパワーの確保が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ①担い手を中心に水稻の減農薬や特別栽培、有機農業などを取り入れて、安心かつ環境に優しい農業を行う。また、丹後農業改良普及センターの指導の下、高収益作物などの導入を検討する。
- ②JAを通じた農産物の計画的な販売や担い手が有する販路を基本としつつ、新たな販路の開拓も検討する。
- ③海部地域農業連携協議会を中心に担い手と地域住民が協同し、活力ある・持続可能な農業を目指す。
- ・地区内の農業者は兼業農家がほとんど。それらの農家は自家消費用の栽培、農地の保全が主な目的となっており、販売が主たる目的ではない。よって所得向上に主眼をおくよりも、地区内の兼業農家が長期的に安定して農地の維持・管理ができるように、共同利用できる農業機械をそろえること、作業の省力化に資する設備の導入などが必要である。(芦原)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	222 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	210 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本的に農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
また、耕作者未定の農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

規模縮小の意向が出た場合は、規模拡大の意向がある担い手と調整し、農地集積を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を行い、段階的に集約する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地区、地権者、担い手などの意向を考慮の上で検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成する。
関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない体制でサポートする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

担い手の意向を踏まえ、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落による鳥獣害防護柵等の設置を進め、担い手が営農しやすい環境を整える。
- ②有機農業に関する講演会等に参加し、段階的に取り組んでいく。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地、水路、農道等の地域資源の保全・管理を進める。また、活動組織の広域化の検討を進める。
- ⑦中山間地域においては、中山間地域直接支払制度を活用し、農用地等の地域資源の保全・管理を進める。
- ⑧川上谷川河川改修に合わせた井堰改修、揚水ポンプの改修を進める。
- ⑧水田地域及び国営農地の老朽化した用排水路、井堰、揚水機場、ため池、農道等の長寿命化等対策を進める。
- ③スマート農業の導入を図り、担い手省力化対策も合わせて進める。
- ⑩出荷・調製施設の整備、共同利用機械の導入を進める。
- ⑩新規就農者を受け入れ、集落の若返りを図り、集落全体で農地を守る取り組みを進める。